

お客様 各位

平成18年度税制改正：同族会社の課税強化について 【重要】

平成18年 3月27日
さくら記帳代行センター
所長 石川 維雪

いつもお世話になります。

先日お送りしました「18年：税制改正について」の中で 印をつけた標記の件につきまして、現時点で判明していることからご案内さし上げます。

まだ詳細が決まっていないので、それらが確定後最終的なご案内をさし上げる予定です。

なお、このご案内は法人の方だけでなく、ご参考情報として個人事業の方にもお送りしております。

* 従来の法人、これから新設される法人、すべてに適用されます。

* 法人の形態は問いません。有限会社でも株式会社でもその他の会社でも、すべて適用されます。

課税強化の内容（前回の内容の再掲示です）

「役員報酬の給与所得控除分の損金不算入」

今まで役員の報酬は一般の給与と同じように扱われて来ましたが、会社としては全額経費になり、さらに役員個人が給与としての控除が受けられるようになっていました。

これにより事実上、2重の控除が受けられることになり、これが法人を設立して節税する大きなメリットでした。

ところが18年4月1日より開始される期から、同族会社の場合、そのルールが大きく変わります。

* 同族会社とは、代表者とその親族がほとんどの出資者で、役員も代表者の親族が多い企業を指します。

「同族関係者（代表とその親族）で出資金の90%以上を保有し」かつ「常時勤務している役員の過半数を同族関係者が占める」場合、同族関係者の役員報酬の給与所得控除額に相当する分が損金不算入となり、課税対象となります。

ただし、「法人の課税所得」と「同族関係者の役員報酬」の合計が800万円以下の場合は適用外となります。

これは重大なルール変更です。

具体的に考えて見ましょう。

例えば「課税所得が0円」「代表者の年間報酬が840万円」で、上記条件に合う同族会社だとしましょう。

今までですと、課税所得が0ですから法人税、法人事業税はなし、法人地方税の均等割（小規模法人で1事業所では7万円）だけを払えばよかったわけです。

ところが、今回の改正で代表者の給与の給与控除額に当たる2,040,000円が課税対象となり、法人税だけで448,800円発生することになります。

これに法人事業税などを加算すると、申告期の税負担は80万円以上と予想されます。

上記改正の実施時期

この18年4月1日以降に始まる期から適用されます。

従いまして、一番早く適用されるのは3月決算の会社で、来年3月の決算時に適用されることとなります。

*例えば12月決算の会社の場合は、19年1月1日から始まる期から適用され、19年12月末の決算で計算されます。

なお「同族会社に該当するかどうか」は、その決算時期に条件に合うかどうかによって判定されますので、3月決算の企業の場合には、19年3月31日現在の状況で判断されます。

「同族会社」判定のルール

次の(1)～(3)すべてに該当する場合に「同族会社」と判定されます。

(従来とルールが変わりました)

(1)同族関係者(代表とその親族)で出資金の90%以上を保有する。

(2)常時勤務している役員の過半数を同族関係者が占める

(3)「法人の課税所得(多分青色申告所得)」と「代表者の給与(役員報酬)」の合計が、過去3年間の平均で800万円を超える。

なお、800万円以上でも3,000万円以内の場合、代表者の給与が上記合計額の50%未満になっていれば該当しません。

上記の3つの条件すべてを満たす企業が、同族会社と認定されます。

「同族会社」と認定されないケース

上記の3つの条件のいずれかを満たさなければいいことになります。

(1) 出資金の10%以上を親族以外の方の出資とすれば、該当しません。

現在、親族だけで90%以上の出資をしている会社は、親族が持っている出資分の一部を他人に渡せばいいこととなりますが、これも注意が必要です。

例えば親族が持っている出資分を他人へ渡すには、他人からその出資分の金額を譲渡する親族へ送金すると同時に、譲渡契約書が必要となります。

(株式の譲渡制限を定款でうたっている企業は、これを認める取締役会議事録も必要です)

また、後日この出資分を変更する場合は、単純に額面では取引ができないことがあります。例えば会社に大きな含み益がある場合は、10万の出資金が何倍にも膨れる可能性がありますし、その逆もありえます。(額面のままでよい場合もあります)

さらに、あからさまな対策を行った場合、後日、税務調査の際に認めてもらえない

可能性もあります。

上記事情から、行うとしても出資金（株式）に対する十分な知識を持ち、またその企業にとってリーズナブルな出資者の変更を考える必要があります。

(2) 常時勤務する役員の 1/2 以上を親族でなくすれば、該当しません。

「常時勤務する」ことが条件ですので、名義だけの役員や、他に仕事がありアルバイト的に役員をしている場合、高齢な方で「常時勤務（週 5 日 40 時間）」することが難しい場合などは、上記の計算に入れられないようです。

どのようなケースが可能かという点、例えば社長様だけが役員であった場合、従業員の管理職クラスの間を役員とすることで、親族が過半数を超えなくなります。

ただご承知のように、役員にすると「毎月定額で給与を支給する」ことになり、業績給や残業手当などをつけることができなくなります。

（役員賞与については、この 4 月より一定のルールの下で支給が可能になります）

なお、管理職クラス（店長とかマネージャーとか）でないと、これも課税逃れと見られる恐れがありますので、その点も注意が必要です。

(3) 過去 3 年の「法人の課税所得（多分青色申告所得）」と「代表者の給与（役員報酬）」の合計が、過去 3 年間の平均で 800 万円以内であれば、該当しません。また、800 万円以上でも 3,000 万円以内であれば、社長の給与が上記合計額の 50% 未満になっていれば該当しません

これは、すでに過去のことで確定していますから、今から対策が打てる事項ではありませんね。

上記のいずれの情報も「まだ流動する可能性」が多分にありますので、確定的なものは取らないでください。

また、今後のご案内にも十分ご注意ください。

=====

さくら記帳代行センター

新規問合せ用 info@sakura-kicho.com

お客様専用 sakura@sakura-kicho.com

=====

世田谷事務所 所長 石川維雪

〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷 5-32-31

TEL 03-3483-8221 FAX 03-3483-8221

Email setagaya@sakura-kicho.com

休業日：土曜・日曜・祝日

営業時間：10時～13時・14時～18時（13～14時は休憩）

柏事務所 所長 小林春彦

〒277-0005 千葉県柏市柏 6-7-7 葉山ビル 2 F

TEL 04-7164-0742 FAX 04-7164-0743

Email kashiwa@sakura-kicho.com

休業日：土曜・日曜・祝日

営業時間：10時～14時・15時～18時（14～15時は休憩）

=====